

会 長	副 会 長	専 務 局 長	主 任	局 員
		受付	佐藤	小山



環境規発第 1811021 号  
平成 30 年 11 月 2 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長



独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令  
の施行について（通知）

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 21 号）が平成 30 年 10 月 30 日に公布され、同日施行されたところである。

ついては、下記について御了知の上、貴管内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の保管事業者等に周知しつつ、指導及び助言を行う際の参考とされたい。

記

第 1 改正の趣旨

PCB 廃棄物の処理方式を化学処理とする場合、その処理費用が通常廃棄物と比べて相当高額にならざるを得ない上に、中小企業者等の費用負担能力が低いことから、PCB 廃棄物の早期かつ適正な処理を実現するために、基金を創設し、処理費用の負担軽減を図っているところである。処理に要する費用の範囲は、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成 16 年環境省令第 11 号。以下「機構省令」という。）第 26 条各号において定められているところ、同条第 1 号においては、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（大企業の子会社等一定の要件を満たすものを除く。）その他常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人が保管する PCB 廃棄物の処理に要する費用が規定されている。

一方で、会社法に基づく「会社」以外の法人であって、中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人については、業務内容等が「会社」と同様であるにもかかわらず、現行規定では「従業員の数が 100 人以下の法人」に該当しな



ければ費用の補助を受けられない状況であった。

以上を踏まえ、機構省令第 26 条第 1 号を改正することとした。

## 第 2 改正の内容

機構省令第 26 条第 1 号に定める処理に要する費用の範囲について、常時使用する従業員の数が、中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める業種ごとに、当該各号に定める従業員の数以下である会社以外の法人が保管する PCB 廃棄物の処理に要する費用を加える。

## 第 3 施行日

平成 30 年 10 月 30 日

以上

